

2014年10月10日

支援者の皆様 各位

原告情報公開市民センター

理事長 新海 聡

(連絡先： 0564-83-6151)

秘密保護法情報公開訴訟通信 (13)

～10月1日の弁論準備期日のご報告～

- 1 2014年10月1日午後4時～名古屋地方裁判所民事9部で行われた進行協議期日について報告します。
- 2 進行協議は国が9月24日に提出した準備書面と証拠を巡って行われました。国が9月24日に提出した準備書面というのは、それまで5号、6号を理由として不開示としてきた主張を撤回し、外交情報を理由とする不開示を認めた3号（一部は6号も）を理由とする主張に差し替えた、というものでした。

主張の差し替えである以上、開示することによる支障があること、支障があると考えたことに相当の理由があることを主張し、証拠があれば立証すべき、ということになるわけですが、少なくとも9月24日付けの書面をみるかぎり、支障の内容の記述が極めて抽象的と言わざるを得ないものでした。裁判所の印象も同様のようで、被告国側に、これだけでは主張として抽象的だ、なぜ不開示とすべきかについてもっと具体的に記載しないかぎり、不開示事由の主張として失当だ、という指摘をし、出し直しを指示しました。

被告の主張が抽象的で失当であるということは、形式のみれば、原告としては、被告の主張が不十分、という書面を出せば良いこととなります。しかし、そうした場合、当方の書面に対し、被告はより具体的な主張を出すことになるでしょうから、今、具体的な主張を被告に出させる、ということについては、やむを得ないと考えざるを得ないでしょう。

- 3 次回は12月11日（施行の翌日）、午前11時30分に弁論準備となります。前の週までに被告国が書面を提出することになるので、次々回、当方が書面を提出し、おそらく結審となる見込みです。

引き続きご支援をお願い致します。

(了)